

住生活基本計画（広島県計画）（案）に対する県民意見募集について

1 要旨

広島県では、住生活基本法第17条第1項に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画として住生活基本計画（広島県計画）を定めており、社会経済情勢の変化等を踏まえ、この度、変更を行うこととしています。

については、住生活基本計画（広島県計画）（案）について、県民の皆様から広く御意見を募集します。

2 募集期間

令和4年1月20日（木）～令和4年2月25日（金）

3 募集する意見

住生活基本計画（広島県計画）（案）に対する意見

4 閲覧場所

別紙のとおり

5 御意見の提出方法

(1) 電子メール（メールアドレス dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp）

記入用紙（ワード版）をダウンロードして電子メールに添付してください。

※件名は【パブリックコメント】としてください。

(2) 電子申請

県ホームページの記入フォームから送信してください。

県ホームページ

トップページ>組織で探す>土木建築局>住宅課

>住生活基本計画（広島県計画）（案）に対する意見募集について

(3) 郵送またはファックス（郵送の場合、令和4年2月25日（金）の消印有効）

住所（市区町名まで）、年齢（○歳代）、御意見を記入の上、お送りください。

【郵送】 〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県土木建築局 住宅課 住宅企画グループ

【ファックス】 082-223-3551

※電話での御意見の提出は受け付けておりませんので、御了承ください。

6 意見の反映・個人情報の取り扱い

(1) 御意見は、計画策定の参考とさせていただきます。

(2) 御意見に対する個別の回答はいたしません。同趣旨の内容はまとめ、御意見に対する県の考え方について、個人が識別される情報を除いた上で、県ホームページで公表する予定です。

県ホームページ（パブリックコメント（意見募集）のページ）のほか，次の場所でも閲覧可能

閲覧場所	所在地	電話番号
行政情報コーナー （県庁南館 1 階）	広島市中区基町 10-52	082-513-2380
広島県土木建築局 住宅課 （県庁北館 5 階）	同上	082-513-4164
西部建設事務所 建築課	広島市南区比治山本町 16-12	082-250-8151
東部建設事務所 建築課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
北部建設事務所 建築課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
西部総務事務所 総務課	広島市中区基町 10-52	082-513-5483
西部総務事務所 総務第二課	廿日市市桜尾本町 11-1	0829-32-1141
西部総務事務所呉支所 総務課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
西部総務事務所東広島支所 総務課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部総務事務所 総務課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
東部総務事務所 総務第二課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
北部総務事務所 総務課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
北部総務事務所 総務第二課	庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015

※土曜，日曜，祝日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし，正午から午後 1 時を除く。行政情報コーナーは午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため，なるべく資料については，県ホームページからダウンロードしてください。